

都道府県別の地震保険加入率について

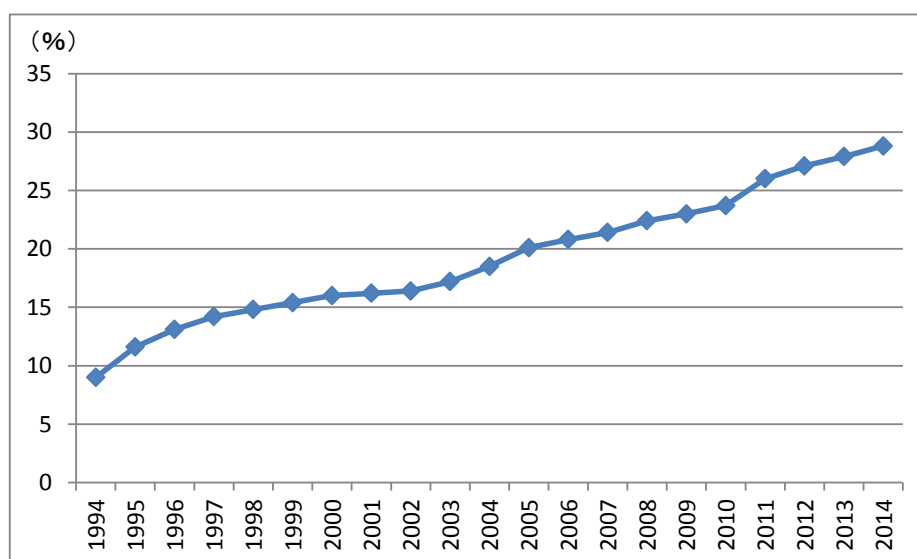
2016年5月31日

熊本地震を受けて改めて地震保険への加入率の低さが指摘されている。阪神淡路大震災の際に犠牲になった7000人近い死者のうち、8割近い割合が家屋の倒壊による依る死者であり、兵庫県における地震保険加入世帯割合はわずか3%程度であったのは有名な話である。その後、人命を守るため、耐震基準を満たす住宅の確保が重要な政策課題となり、東日本大震災が、さらに大きな普及の契機になり、保険金額の上限の低さや保険金の全額補償条件の厳しさなど、種々の問題はあるものの、地震保険加入世帯率は飛躍的に増加している（地震保険制度については、以下の（参考）にやや詳しく述べておく）。

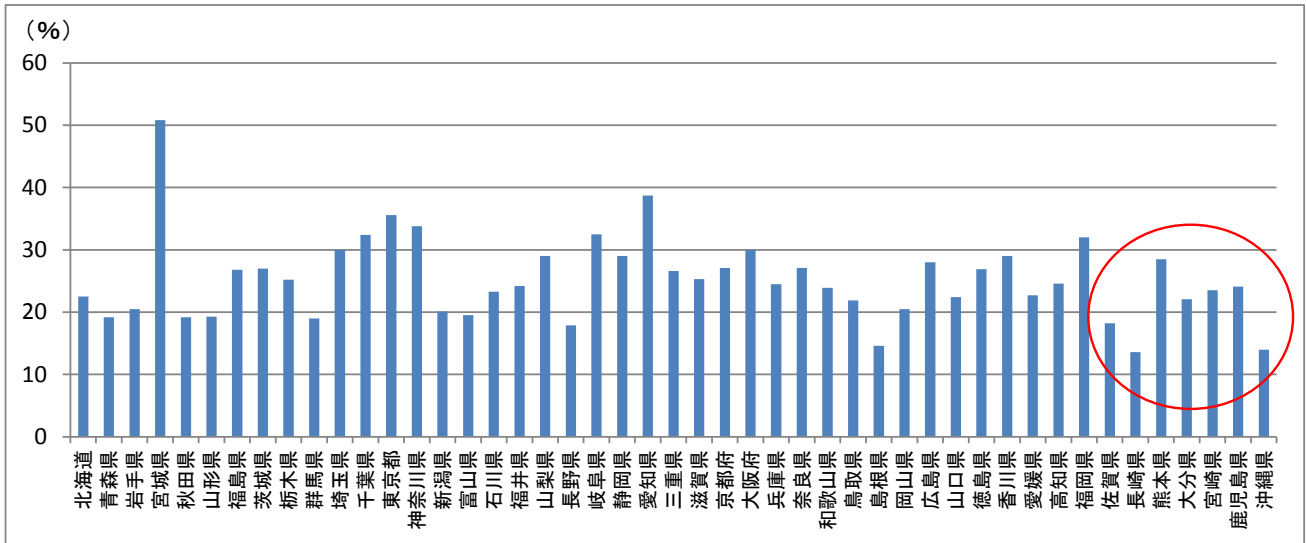
震災に遭遇し家屋を失うことになると、生活基盤が損なわれ、その影響は計り知れないものがある。その意味で、特に持家層にとって、二重ローンを回避するためにも、地震保険への加入は依然緊急性の高い課題であろう。しかし、今回の熊本地震に襲われた中心地域である熊本県、大分県を見ると、地震保険世帯加入率は、それぞれ28.5%、22.1%と全国平均の28.8%を下回り、九州・沖縄全体を見ても、福岡県の32%を除き、いずれも全国平均を下回っており、特に佐賀、長崎、沖縄の3県は10%台と、全国ワースト5に属する。日本列島は活断層の巣窟であり、地震災害から隔絶された地域はない。九州に限らず、地震不來襲神話のようなものがあるとすれば、最低限の自衛のためにも、この際、考えを改める必要があるであろう。

また、従来議論が避けられてきた、地震保険料に係る所得控除の拡大や地震保険金の給付の条件・上限額についても、地震リスクは低頻度・高損害なので、保険会社が採算ベースで簡単に引き受けを増やせないのは理解できないことではないが、消費者保護の視点も踏まえ、実態に即した政策的な見直しを考えるべき時期に来ているのではないか。保険アナリストの植村信保氏によれば、日本における自然災害、特に地震災害の保険カバー率は諸外国に比べてもかなり低いとのことである。

図表1 1994年度以降の地震保険加入世帯比率の推移（全国平均）



図表2 地震保険都道府県別世帯加入率（2014年度）



(注) 1. 損害保険料率算出機構資料による。

2. 世帯加入率とは、当該年度の12月末の地震保険契約件数を、当該年度の1月1日時点の住民基本台帳に基づく世帯数で除した数値 (%) である。

3. 上記地震保険加入率には、JA共済による「建物更生共済」の加入者は含まれていない。

(参考) 地震保険制度について

火災保険では地震、噴火、又はこれらを原因とする津波による損害は免責であり、地震等による損害をカバーするには地震保険を付帯する必要がある（現在、地震保険は単独では契約できない）（注）。保険対象物件は居住用建物、家財であるが、一個または一組の価額が30万円を超える貴金属・絵画・骨陶品等は除かれる。保険金額は建物では5000万円、家財は1000万円が上限である。保険料には、建物構造・地域の組合せにより料率が決まり、耐震等級、免震建物、築年数、耐震診断による10%~30%の割引制度がある。保険期間は原則1年であるが、主契約の火災保険期間が2年以上5年以下であれば、主契約と同じ期間にすることも認められる。主契約が5年超であれば、地震保険は5年ごとの自動継続か1年の自動継続になる。保険金の額は全損、反損、一部損の3段階で区分されており、一定レベル以下は補償の対象にならない。例えば、「一部損」とは、建物の主要構造部の損害の額が、当該建物の時価の3%以上20%未満の場合を指し、3%未満であれば一部損にも該当せず、補償の対象外である。また、主要構造部の損害が建物全体の時価の19%であれば、一部損の扱いとなり、保険金額（上限5000万円）の5%が支払の上限になるというのも保険加入者にとってはかなり厳しい話である。

(注) JA共済の建物更生共済は、火災、台風等と地震保険とが一体化されており、しかも、建物の保険金額の上限は5億円（地震保険金額の上限は2.5億円）である。損害割合も、上記の3段階ではなく、損害査定により、5%~100%まで実害に応じた率が決められるという意味で、地震災害に即した制度設計がなされている。東日本大震災関係では、9335億円が本共済保険から支払いがなされている。ただ加入者数のデータの取得ができなかったため、図表の加入率には反映していない。

(図表) 地震保険金の支払額

保険目的・損害の程度		支払われる保険金
建物	全損	建物の保険金額の全額（時価が限度）
	半損	建物の保険金額の 50%（時価の 50%が限度）
	一部損	建物の保険金額の 5%（時価の 5%が限度）
家財	全損	家具の保険金額の全額（時価が限度）
	半損	家具の保険金額の 50%全額（時価の 50%が限度）
	一部損	家具の保険金額の 5%全額（時価の 5%が限度）

(注) 1回の事故による損害保険会社の支払い保険金額の総額が7兆円を超える場合には、一定の算式により保険金額が削減される。

(荒井 俊行)